埼玉県情報公開条例(平成12年12月26日条例第77号)

目次

第一章 総則 (第一条・第二条)

第二章 情報公開の総合的な推進

第一節 情報公開の総合的な推進に関する県の責務 (第三条)

第二節 情報の提供等(第四条―第六条)

第三節 公文書の開示等(第七条-第二十一条)

第四節 審查請求 (第二十二条—第三十三条)

第三章 雜則 (第三十四条—第四十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県民の知る権利を保障するため公文書の開示に関し必要な事項を定める等情報公開を総合的に推進することにより、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政参加を一層進め、もって地方自治の本旨に即した公正で透明な開かれた県政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び下水道事業管理者並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。
- 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第十条及び第十八条において同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - 一 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるも の
 - 二 埼玉県立文書館その他規則で定める機関において管理され、かつ、歴史的若しくは 文化的な資料又は学術研究用の資料として公にされ、又は公にすることが予定されて いるもの

第二章 情報公開の総合的な推進

第一節 情報公開の総合的な推進に関する県の責務

第三条 県は、情報の提供に関する施策の拡充及び公文書の開示制度の円滑な運用を図 り、県民が県政に関する正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報 公開の総合的な推進に努めるものとする。

第二節 情報の提供等

(情報の公表)

第四条 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表

しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令又は条例に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- 一 県の長期計画その他実施機関が定める県の重要な基本計画の内容
- 二 実施機関が定める県の主要事業の内容及び進行状況
- 三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項に規定する執 行機関の附属機関又はこれに類するもので実施機関が定めるもの(以下この号におい て「附属機関等」という。)の報告書及び議事録並びに当該附属機関等に提出された 会議資料
- 四 その他実施機関が定める事項

(政策形成への民意の反映等)

- 第五条 実施機関は、重要な政策の立案に当たり、その目的、内容その他必要な事項を公表し、広く県民の意見を求め、これを考慮してその決定を行うよう努めるものとする。
- 2 実施機関は、行政活動に関する評価についての情報を公表し、広く県民の意見を求め、これを政策に反映させるよう努めるものとする。

(情報提供施策の拡充)

- 第六条 実施機関は、前二条に規定するもののほか、県民に対し積極的に情報を提供する とともに、高度な情報技術を活用する等情報提供施策の拡充に努めるものとする。
- 2 実施機関は、情報の提供を効果的に実施するため、広聴機能等情報の収集機能を強化し、県民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるものとする。

第三節 公文書の開示等

(公文書の開示を請求できるもの)

- 第七条 次の各号のいずれかに該当するものは、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。
 - 一 県内に住所を有する者
 - 二 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - 三 県内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
 - 四 県内に所在する学校に在学する者
 - 五 前各号に掲げるもののほか、実施機関が保有している公文書の開示を必要とする相 当の理由を有する個人及び法人その他の団体

(開示請求の手続)

- 第八条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項 を記載した書面(次項において「開示請求書」という。)を実施機関に提出する方法に よりしなければならない。
 - 一 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる 事務所の所在地)
 - 二 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれに掲げる事項
 - イ 前条第二号に掲げるもの そのものが県内に有する事務所又は事業所の名称及び 所在地
 - ロ 前条第三号に掲げる者 その者が勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - ハ 前条第四号に掲げる者 その者が在学する学校の名称及び所在地
 - ニ 前条第五号に掲げるもの 実施機関が保有している公文書の開示を必要とする理 由

- 三 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの (以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めること ができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報 を提供するよう努めなければならない。

(適正な請求及び使用)

第九条 開示請求をしようとするものは、この条例の目的に即し、公文書の開示を求める 権利を適正に行使するとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報 を適正に用いなければならない。

(公文書の開示義務)

- 第十条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(次条から第十三条までにおいて「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。
 - 一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録 に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切 の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができ るもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することがで きることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にす ることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる 情報を除く。
 - イ 法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定 されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
 - 一の二 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第三項に 規定する行政機関等匿名加工情報(同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号
 - 二 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除 く。以下この号及び第六号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営

む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- 三 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき 相当の理由がある情報
- 四 県、国及び他の地方公共団体の機関、独立行政法人等並びに地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 五 県、国若しくは他の地方公共団体(以下この号において「県等」という。)の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県等、独立行政法人等又は地方独立行政 法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 県等が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、 その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- 六 実施機関の要請を受けて、個人又は法人等から、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- 七 法令若しくは他の条例の規定により、又は各大臣その他国の機関からの指示(地方自治法第二百四十五条第一号への指示その他これに類する行為をいう。)により、公にすることができないとされている情報

(部分開示)

- 第十一条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合 において、当該公文書から不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求 の趣旨が損なわれない程度に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当 該部分以外の部分を開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る公文書に前条第一号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた

部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第十二条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報 (第十条第一号の二及び第七号に該当する情報を除く。) が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第十三条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

- 第十四条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を 書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示 請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開 示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければなら ない。
- 3 実施機関は、前二項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しない 旨の通知をする場合において、一年以内にその全部又は一部を開示することができるよ うになることが明らかであるときは、その旨を当該通知に付記するものとする。

(開示決定等の期限)

- 第十五条 前条第一項又は第二項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求が あった日から起算して十五日以内にしなければならない。ただし、第八条第二項の規定 により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しな い。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を四十五日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して六十日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - 一 この項を適用する旨及びその理由
 - 二 残りの公文書について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第十六条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することがで

- きる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した 旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開 示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実 施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第十四条第一項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第十七条 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立 行政法人及び開示請求者以外のもの(以下この条、第二十四条第三項第三号及び第二十五 条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示 決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示そ の他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者 に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知し て、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明 しない場合は、この限りでない。
 - 一 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当 該情報が第十条第一号ロ、同条第二号ただし書又は同条第六号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - 二 第三者に関する情報が記録されている公文書を第十二条の規定により開示しようと するとき。
- 3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第二十四条第一項第二号及び第三項第三号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

- 第十八条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的 記録については視聴、閲覧、写しの交付等その種別、情報化の進展状況等を勘案して実 施機関の定める方法により行う。
- 2 視聴又は閲覧の方法による公文書の開示にあっては、実施機関は、当該公文書の保存 に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該公文書 の写しにより、これを行うことができる。
- 3 開示決定に基づき公文書の開示を受けるものは、実施機関が定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の実施機関が定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第十四条第一項の規定による通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことに

- つき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 5 開示決定に基づき公文書の開示を受けたものは、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(他の制度等との調整)

- 第十九条 実施機関は、法令(個人情報の保護に関する法律を除く。)、他の条例、規則 又は実施機関(知事を除く。)の規則その他の規程(次項において「法令等」とい う。)の規定により、開示請求に係る公文書が前条第一項に規定する方法と同一の方法 で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該 期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の 方法による開示をしないものとする。
- 2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 実施機関は、県の図書館等において管理されている公文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているものについては、公文書の開示をしないものとする。

(費用負担)

第二十条 開示請求により公文書の写しの交付を受けるものは、知事、公営企業管理者、 病院事業管理者若しくは下水道事業管理者又は県が設立した地方独立行政法人が定める ところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(公文書の任意的な開示)

- **第二十一条** 実施機関は、第七条の規定により公文書の開示を請求することができるもの 以外のものから公文書の開示の申出があった場合においても、その開示に努めるものと する。
- 2 前条の規定は、前項の規定による公文書の開示について準用する。

第四節 審査請求

(県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第二十二条 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第二十三条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査 法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

- 第二十四条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、埼玉県情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。
 - 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することと する場合(当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法 第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

- 3 第一項の規定により諮問をした実施機関(第二十六条において「諮問庁」という。)は、 次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - 一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下 同じ。)
 - 二 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - 三 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が 審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

- **第二十五条** 第十七条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
 - 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - 二 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除 く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人 が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(審査会の調査権限)

- **第二十六条** 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。
- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 審査会は、審査請求に係る事件について、その指名する委員三人以上をもって構成する合 議体で調査審議する。ただし、審査会が委員の全員をもって構成する合議体で調査審議す る必要があると認めるときは、この限りでない。

(意見の陳述)

- 第二十七条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第二十八条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第二十九条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第二十六条第一項

の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第 二十七条第一項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

- 第三十条 審査会は、第二十六条第三項若しくは第四項又は第二十八条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとすると きは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなけ ればならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第三十一条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第三十二条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(守秘義務)

第三十三条 審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その 職を退いた後も、同様とする。

第三章 雑則

(公文書の管理)

- 第三十四条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に 管理するものとする。
- 2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理 に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書の検索資料の作成等)

第三十五条 実施機関は、その定めるところにより、公文書を検索するための資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

第三十六条 知事は、毎年度、各実施機関における公文書の開示の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人の情報公開)

第三十七条 県が出資その他の財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるもの (以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有す る文書の開示その他の情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。
- 3 実施機関は、出資法人の行う文書の開示に関し当該出資法人から助言を求められたと きは、審査会の意見を聴くものとする。

(指定管理者の情報公開)

第三十八条 前条の規定は、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、前条第一項中「保有する文書」とあるのは、「保有する公の施設の管理に係る文書」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第三十九条 この条例の規定は、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第五十三 条の二に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、適用しない。

(委任)

第四十条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第四十一条 第三十三条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項中公安委員会 及び警察本部長に係る部分並びに次項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない 範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成十三年九月規則第八十五号で、同十三年十月一日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例は、公安委員会及び警察本部長が保有している公文書については、次に掲げるものに適用する。
 - 一 平成十三年一月一日以後に作成し、又は取得した公文書
 - 二 平成十三年一月一日前に作成し、又は取得した公文書で、これを検索するための資 料が作成されたもの
- $3 \sim 9$ (略)

附 則(平成十三年十二月二十八日条例第八十七号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成十四年三月二十九日条例第十九号)

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成十六年三月二十六日条例第十一号抄)

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成十六年十二月二十一日条例第六十六号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成十六年十二月二十一日条例第七十一号)

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則(平成十九年九月十四日条例第五十二号)

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則(平成二十一年十二月二十五日条例第六十四号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二十一年十二月二十五日条例第七十号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二十七年十二月二十五日条例第六十七号)

- 1 この条例は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。 ただし、第十条第一号ハの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の埼玉県情報公開条例(以下この項において「改正前の条例」という。)第二条第一項に規定する実施機関(以下この項において「実施機関」という。)の改正前の条例第十四条第一項若しくは第二項の決定(以下この項において「決定」という。)又は第七条の規定による開示の請求(以下この項において「請求」という。)に係る不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた実施機関の決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成二十九年三月二十八日条例第六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。
- 2 (略)